和福障第２０６８号
令和８年１０月１日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　各位

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎
（　公　印　省　略　）

こども性暴力防止法施行ガイドラインの改訂について（通知）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件について、こども家庭庁から所管の指定障害児通所支援事業所宛てに周知するよう依頼がありましたので、お知らせいたします。

本年１月、制度の詳細な全体像を示すため、こども家庭庁において「こども性暴力防止法施行ガイドライン」が策定されました。その後、当該ガイドラインの内容に沿って、各種研修資料、解説動画及びＱＡ等の資料が作成され、事業者及び従事者をはじめ、制度の対象となる者に必要な準備を進めていただくため、種々の周知が行われているところです。

このたび、当該ガイドラインが改訂されましたので、別添の改訂後のガイドライン及び資料を必ずご確認いただきますようお願いいたします。

【添付書類】
①周知依頼（令和８年９月２日付け）
②こども性暴力防止法施行ガイドライン（令和８年９月改訂）
③こども性暴力防止法施行ガイドラインの改訂について（資料）

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
TEL:０７３－４３５－１３６０
障害児通所支援事業者指定担当：中谷